

鯖江市中小企業人材確保奨学金返還支援補助金

1. 事業の概要

(1) 目的

市内中小企業の人材確保と若年者の地元就職の促進を図るため、従業員の奨学金返還支援制度を設ける
市内中小企業に対し、企業が従業員に支給した奨学金返還支援額の一部を助成

(2) 対象となる奨学金の種類

- ① 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- ② 鯖江市奨学資金
- ③ その他地方公共団体、大学、民間企業・団体等が貸与する奨学金

(3) 対象事業主

次の①～⑤のすべてに該当する中小企業事業主

- ① 市内に主たる事務所を有していること
- ② 従業員に対する奨学金返還支援制度を設け、就業規則又は賃金規定等にその定めを明記していること
- ③ 対象従業員を正社員として雇用していること
- ④ 市税の滞納がないこと
- ⑤ 国や県、市が出資による権利を有しないこと
- ⑥ 暴力団等が経営に関与、または密接な関係を有していないと認められる事業所・事業主

(4) 対象従業員

次の①～⑥のすべてに該当する従業員

- ① 交付申請日時点で鯖江市民であること
- ② 期間の定めなく正規雇用として雇用されていること
- ③ 令和7年4月1日以降雇用された新卒者または県外からの転職者
(市外の支社で現地採用された市外在住の従業員は対象外)
- ④ 雇用日時点の年齢が30歳未満であること
- ⑤ 大学等在学時に奨学金の貸与を受け、奨学金の返還を延滞していないこと
- ⑥ 事業者が実施する奨学金の返済支援制度の対象者であること

(5) 補助額

事業者が対象従業員に実施する奨学金返還支援額（補助対象経費）の1/2 ※千円未満切捨
限度額：年度内1補助対象者120万円（1事業者あたり年度内10人を限度とし、1人の限度額は
ひと月あたり1万円とする）

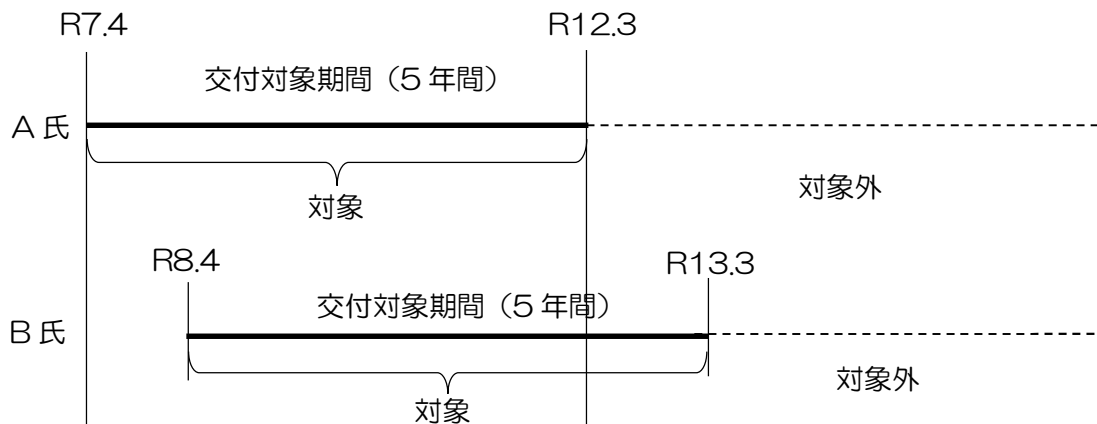
（1年あたりの補助金の算出例）

	従業員の 奨学金返還額	事業者が行う奨学金返還支援額		従業員 実質負担額	
			市助成額		事業者 実質負担額
パターン1 事業主が全額代理返還	24万円	24万円	12万円	12万円	なし
パターン2 事業主が半額代理返還	36万円	18万円	9万円	9万円	18万円
パターン3 事業主が半額代理返還	50万円	25万円	12万円	13万円	25万円

(6) 交付対象期間

補助金の対象となる返還支援を実施した最初の月から起算して5年間

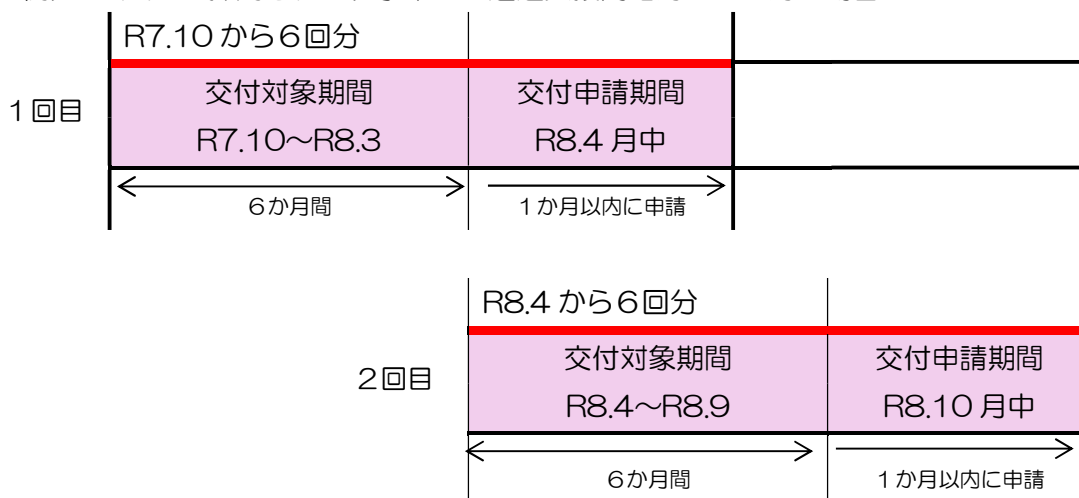
※対象期間内に別に雇用した従業員がいる場合は、当該従業員に対し交付申請に係る返還支援を開始した月から起算して5年間



(7) 申請期限

交付対象期間の始めから起算して、原則6か月ごとに、当該6か月を経過した日から1か月以内（1か月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内）に申請書類を提出

例) R7.4.1 に採用されて、事業主の返還支援開始月が10月の場合



2. 対象事業主について

(1) 中小企業事業主とは

主たる事業に応じて下表の①または②を満たす法人（株式会社、有限会社、学校法人、社会福祉法人等）または個人事業主のことを指します。

主たる事業	① 資本金の額または出資の総額	② 常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(2) 適用除外

以下のいずれかに該当する事業主は対象になりません。

- ①国、県または市が出資による権利を有する事業所の事業主
- ②暴力団等が経営に関与、または密接な関係を有していると認められる事業主

3. 対象従業員について

(1) 新卒者とは

大学等を卒業後3年以内の方をいいます。

(2) 県外からの転職者とは

直前の就業先が、県内に主たる事務所を有する事業所ではない方をいいます。

(3) 大学等とは

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校及び専修学校（専門課程又は高等課程を置くものに限る）をいいます。

(4) 正規雇用労働者とは

雇用期間の定めがなく、正社員待遇を受けている方をいいます。短時間勤務正社員など「多様な正社員」を含みます。

(5) 従業員の住所

交付申請年月日時点で鯖江市民である方。また、対象従業員になった後に転勤等により市外支店勤務になった場合も、引き続き助成を受けることができます。

(6) その他

以下のいずれかに該当する従業員は対象になりません。

- ① 事業主と同居している親族
- ② 役員等、事業主と利益を同一にする地位にある者

※ただし、

- ・事業主の指揮命令に従っていることが明らかである場合
- ・勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と同様である場合 は対象となり得ます。

4. 助成額の算定について

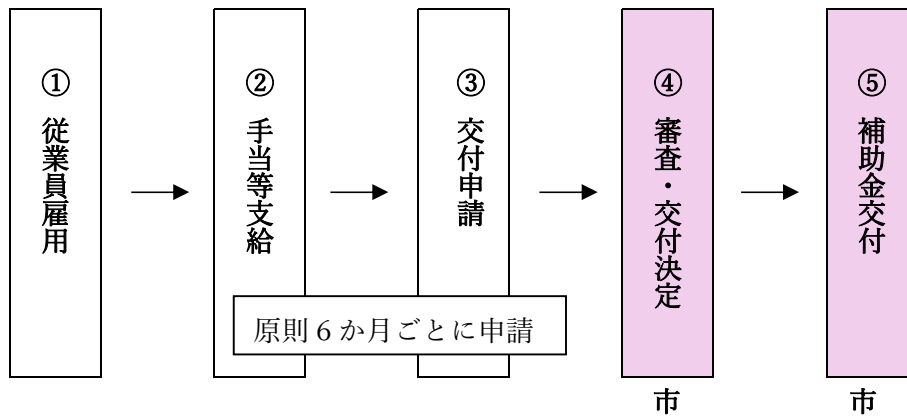
補助対象経費は、次の①～②の合計額とします。

- ① 対象従業員に直接支給した返還支援額
- ② 対象従業員の返還分として奨学金貸与機関に直接送金した返還支援額（代理返還）

※次の返還支援額は算入できません。

- ・他の自治体等が行う助成制度の対象となった（予定含む）奨学金の返還支援額
- ・申請事業主が自ら貸与した奨学金の返還支援額

5. 手続きの流れ



① ～ ③

対象従業員を雇用し手当等の支給が完了した後、「鯖江市中小企業人材確保奨学金返還支援補助金交付申請書」にあわせて添付書類を提出（6.提出書類参照）

④ ～ ⑤

書類審査の上、交付決定を行った後、補助金交付

6. 提出書類

★印が付いている項目は、2回目以降の交付申請の際にもご提出ください。

添付書類	確認したい項目
<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（写）（法人の場合） ・開業届出書（写）（個人事業主の場合） 	中小企業事業主または、個人事業主であること
<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則または賃金規程等 	奨学金返還制度を設けていること
<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件通知書（写）または雇用契約書（写） 	対象従業員が正社員であること
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人通知用）（写） 	雇用保険適用事業所の適用事業主であること
<ul style="list-style-type: none"> ★対象従業員の賃金台帳（写） ★事業主が直接奨学金返還をしたことを証する払込取扱書の受領書（写）（代理返還実施企業の場合） 	対象従業員に対して奨学金返還支援を行っていること
<ul style="list-style-type: none"> ★奨学金の返還明細書または、奨学金返還が確認できる通帳（写） 	奨学金の返還を延滞していないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書（転職者のみ） 	直前の就業先が県内に本社を有する企業でないこと
<ul style="list-style-type: none"> ★完納証明書（事業所） 	市税を滞納していないこと
<ul style="list-style-type: none"> ・返還状況確認表 	奨学金の種類等を確認

7. 中小企業人材確保奨学金返還支援補助金に関するQ&A

Q1 市外の支店に配属となった場合も対象となるか。

A1 鯖江市民の従業員であれば助成対象となります。また、対象従業員になった後に転勤等により市外支店勤務になった場合も、引き続き補助を受けることができます。

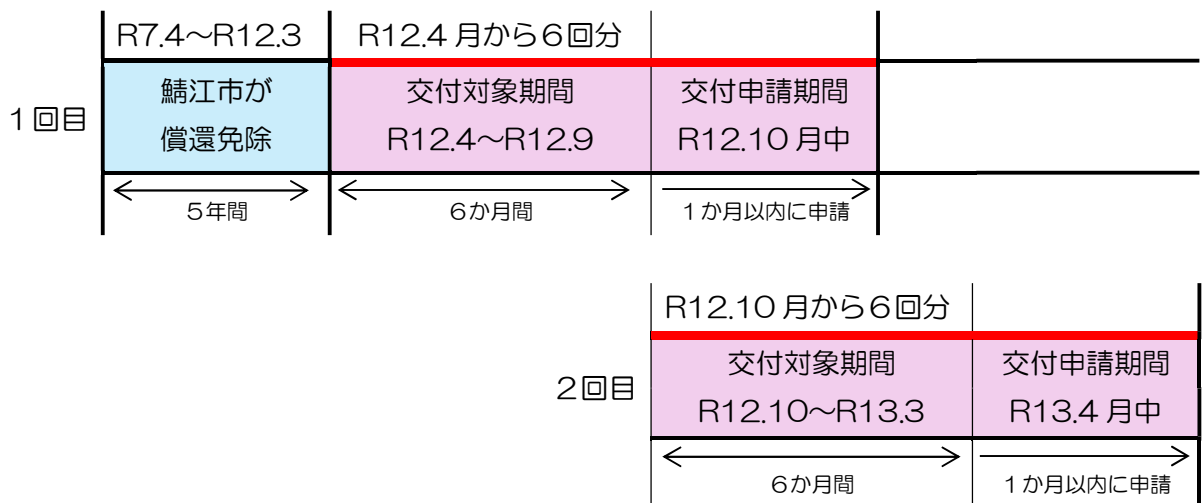
Q2 返還支援制度が既にある場合、補助金の対象となるのはいつからか。

A2 令和7年4月1日以降に雇用した対象従業員に対する返還支援額のみ対象経費に算入できます。

Q3 鯖江市奨学金返還事業の協力企業の場合、採用から6年目以降に償還支援となるが、その場合も対象となるか。

Q3 令和7年4月1日以降に雇用した対象従業員に対する返還支援額のみ対象経費に算入できます。5年間の市の償還免除期間を終えた後、初回の交付申請に係る対象期間の初月から5年間が企業の交付対象期間です。

例) R7.4.1 に採用されて、事業主の返還支援開始がR12.4月の場合



Q4 大学と大学院の在学時に奨学金を受けた場合はどうなるのか。

A4 いずれの奨学金に対しても事業主が返還支援を行っているのであれば、双方とも対象となります。ただし、他の返還支援制度の対象となる奨学金への返還支援額については補助対象経費に含めることはできません。

Q5 対象従業員に対して返還支援金を支給していたにもかかわらず、本人が奨学金の返還を滞納していた場合、補助金の交付を受けられるのか。

A5 奨学金の返還を滞納している場合は、補助金の交付要件に該当しないこととなるため、交付対象となりません。交付申請の際、奨学金が滞納状態でないことを確認できる書類を添付いただく必要があります。

Q6 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する「常時10人以上の労働者を使用する使用者」に当たらず、就業規則の作成及び届出義務がないため、就業規則等の作成はしなくてもよいか。

A6 法律上の就業規則の作成義務はありませんが、本補助金の申請をされる場合は、就業規則又は賃金規程等の支給根拠がわかる書類の提出が必要となりますので、作成いただきますようお願いします。

Q 7 補助金の上限額（年間 120 万円）は、どの期間で決まるのか。

A 7 4月～3月末までの会計年度で決まります。

Q 8 企業の返還支援額よりも対象従業員の奨学金返還額が低い場合、補助率の 1 / 2 はどちらに適用されるのか。

A 8 補助額は、対象従業員の交付申請期間における奨学金返還額の範囲内で、企業が返還支援を行った額の 1 / 2 であるため、上記の場合は対象従業員の奨学金返還額の 1 / 2 となります。

（ただし、上限年額 12 万円 / 人）

従業員に対する奨学金返済支援制度に係る規定等について

本事業の助成を受けるためには、奨学金返還支援制度について既存の「就業規則」等に奨学金返還支援に係る手当等の条項を追加していただくか、社内規程を作成していただくことが必要です。

規定の作成にあたっては、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給等）、金額等を記載していただく必要があります。

つきましては、制度の「就業規則」または「社内規程」における追加規定について、次のとおり例をお示ししますので、ご活用ください。

1 「就業規則」において定める場合

【参考例】就業規則に追加する手当等条項

〈従業員のうち、大学等卒業者対象に、手当を毎月支給する場合の例〉

【第〇条 奨学金返還支援手当】

奨学金返還支援手当は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・高等学校及び専修 学校
（専門課程又は高等課程を置くものに限る）卒業者であって、奨学金返済中の者に対し、支給する。
月額 〇〇, 〇〇〇円

※ 事業主の制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいて構いませんが、本市から事業主への助成金の支給には、「対象従業員」について一定の要件があります。

「就業規則」については、労働基準法第 89 条により、常時 10 人以上の労働者を使用する事業場において作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければならないとされています。

「就業規則」が定められている場合は、この規則の中の賃金関係の項目に当該奨学金返還に係る手当等の条項を追加し運用いただければ、事業所の制度として確認できることとなります。

※ 「就業規則」を変更する場合も所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。

【参考】「就業規則」については、厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/model/index.htm

2 「社内規程」を設ける場合

【参考例】支援制度規程

〈従業員のうち、大学等卒業者であって、入社3年目までの正社員を対象に、手当等を毎月支給する場合の例〉

奨学金返還支援制度規程

株式会社 ○○○○

(目的) 第1条 この規定は、奨学金返還支援制度の取扱いについて定める。

(適用対象者) 第2条 この規定は、(就業規則第○条に定める) 正社員に適用する。

ただし、入社4年目以降の社員に対しては、本規定は適用しない。

(支給対象者) 第3条 奨学金返還支援手当等の支給対象者については、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・高等学校及び専修学校(専門課程又は高等課程を置くものに限る) 卒業者であって、日本学生支援機構の奨学金を返済中の者とする。

(手当支給) 第4条 奨学金返還支援手当等は、毎月の通常の給与とあわせて支給することとし、月額○○, 000円とする。

(その他) 第5条 この規定を変更する場合は、事前に社員に対し通知する。

附 則

この規定は、令和○年○月○日から施行する

※ 事業主の制度における支援対象者・支給時期・金額等については、自由に設定していただいて構いませんが、本市から事業主への補助金の支給には、「対象従業員」について一定の要件があります。